

一般社団法人日本呼吸療法医学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本呼吸療法医学会と称し、英文では、Japanese Society of Respiratory Care Medicine と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人（以下「本会」という。）は、主たる事務所を大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル 16F 株式会社メディカ出版内に置く。

(目的)

第3条 本会は、呼吸療法医学の進歩発展を図り、呼吸療法の普及と充実に貢献し、あわせて国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年1回の学術集会、その他の集会、講演会等の開催
- (2) 機関誌、図書および研究資料の刊行
- (3) 内外の関係諸団体との協力活動
- (4) 専門医制度に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関)

第6条 本会の機関として、社員総会および理事以外に理事会および監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第7条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した医師、医療従事者および医学研究者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した団体
- (3) 名誉会員 本会の進歩発展に多大な寄与をした正会員の中から、別に定める細則により選出された者

(入会)

第8条 会員として入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記載し、当該年度の会費を添えて、本会の事務局に申し込むものとする。

(会費)

第 9 条 正会員および賛助会員は、細則において別に定める会費を納入しなければならない。名誉会員は年会費の負担を要しない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会費を 2 年以上にわたり滞納したとき。
- (3) 死亡または、失踪宣告を受けたとき。賛助会員は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 11 条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(懲罰)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経たうえ、社員総会において総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、懲罰処分を課することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 日本国の法律等または本会の定款もしくは規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 懲罰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訓戒（口頭注意）
- (2) 訓告（文書による注意）
- (3) 譴責（始末書の提出）
- (4) 委員会委員罷免
- (5) 役員罷免
- (6) 専門医資格の喪失・停止
- (7) 会員資格の停止
- (8) 除名

3 前項の第 1 号から第 3 号の処分を行う場合には、社員総会の議決を省略することができる。

4 理事会は、第 12 条第 2 項第 4 号から第 8 号の処分対象会員に対し、社員総会の議決を得るまでの間、社員総会に諮られる処分に該当する自粛を勧告することができる。この自粛期間は、社員総会で決定した処分期間に充当することができる。

5 懲罰が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第 13 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 代 議 員

(代議員)

第 14 条 本会は、概ね正会員 20 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員を置き、代議員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(代議員の選出)

第 15 条 代議員は正会員から選出する。その方法は、細則において定める。

(代議員の任期等)

第 16 条 代議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わないものとする。ただし、当該代議員は、役員の選任および解任並びに定款変更についての議決権を有しないものとする。

(辞任)

第 17 条 代議員は、辞退届を提出して辞任することができる。

(会員の権利)

第 18 条 代議員でない会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 50 条第 6 項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第 52 条第 5 項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 法人法第 57 条第 4 項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項に定める権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

第 4 章 役 員

(種類および定数)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 20 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。ただし、社員総会における得票を尊重する。

3 前項で選定された代表理事をもって、理事長とする。

4 理事長は、理事の中から 1 名の副理事長・事務局担当理事を選任することができる。

5 役員の選出に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、細則において別に定める。

(理事の職務・権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。また理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務・権限)

第 22 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の業務並びに財産および会計の状況を監査すること。

(3) 社員総会および理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告すること。

(5) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときはその調査の結果を社員総会に報告すること。

(6) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 監事が学術集会会長、副会長に選出された場合は監事を兼任しない。

4 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

5 役員は、辞任または任期満了後においても、この定款で定めた定員を欠くにいたった場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 24 条 役員は、いつでも社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

2 選挙理事の 3 分の 2 以上の一致により理事長の職を解くことができる。その際は、前条第 19 条に基づき選挙理事の中からその互選により暫定理事長をすみやかに選出する。この場合も暫定理事長の任期は、前理事長の残任期間とする。

(報酬等)

第 25 条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 社員総会

(種類)

第 26 条 本会の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 27 条 社員総会は、代議員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

3 名誉会員は社員総会に出席して意見を述べることができる。理事長が必要と認めた場合、社員総会に社員以外の陪席者をおくことができる。

(権限)

第 28 条 社員総会は、次の事項を議決する。

(1) 理事および監事の選任および解任

(2) 定款の変更

(3) 各事業年度の事業報告および決算報告

(4) 会費の金額

- (5) 会員の除名
- (6) 解散
- (7) 合併
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

(開催)

第 29 条 定時社員総会は、理事長が招集し、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会または監事が必要と認めたとき、理事長が招集する。
- (2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決数を有する代議員から、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第 30 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。法人法第 38 条第 1 項第 3 号または第 4 号に掲げる事項を定めた場合はこの限りではない。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面またはインターネット等により、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 31 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 32 条 社員総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 33 条 社員総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項およびこの定款に特に規定するものを除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第 34 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない代議員は、書面または電磁的方法により、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 35 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長の選定および解職

2 理事会は次に掲げる事項およびその他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

2 役員のおおの三分の二以上の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 40 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第 41 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長

および監事は、これに署名しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第44条 本会の事業を円滑に推進するため、理事会の議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、恒久的に設置するものと Ad hoc のものに分類する。
- 3 委員会の委員長および委員は、理事会が選任する。
- 4 委員長および委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 5 各委員会は、活動の基準となる規則を作成し、これを機関誌に掲載するものとする。

第8章 学術集会

(学術集会)

第45条 本会は、毎年1回学術集会を開催する。

- 2 学術集会に会長および副会長を置く。
- 3 会長および副会長の選出については、別に細則に定める。
- 4 理事会で必要と認めた場合、第4条に該当する集会、講演会等を別途開催することができる。
- 5 本会の主催する学術集会等においては、会員に限り発表することができる。ただし、会長の承認を得た者については会員資格がなくとも発表することができる。

第9章 部会

(部会)

第46条 本会に医師以外の専門職種で構成する部会をおくことができる。

- 2 各部会の運営については別に規則を定める。

第10章 計算

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第48条 本会の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が提案し、理事会の議決を経て理事会が決定するとともに、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入および支出をすることができる。

3 前項の収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

(事業報告および決算)

第 49 条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書および計算書類並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において事業報告の内容を報告し、計算書類等についてはその承認を受けなければならない。

2 本会は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の分配)

第 50 条 本会は、剰余金の分配は行わない。

第 11 章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、社員総会において、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により変更することができる。

(解散)

第 52 条 本会は、社員総会において、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 53 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により本会と類似の事業を目的とする他の公益法人または国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 12 章 補 則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第 55 条 本定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

2013 年 3 月 18 日作成

2013 年 3 月 22 日認証

2013 年 4 月 1 日法人成立

2014 年 7 月 18 日変更

2015 年 7 月 16 日変更

2019 年 8 月 2 日変更

2020 年 10 月 12 日變更

2021 年 8 月 21 日變更

2023 年 8 月 4 日變更

2025 年 6 月 14 日變更